

入札者注意事項

1. 入札書の記載
 - (1) 入札書はペン書きとし、はっきりと記載してください。
 - (2) 記載事項を訂正したときは、訂正印を押してください。
なお、入札金額の訂正は無効となりますので注意してください。
 - (3) 入札金額は、消費税を含まない金額を記入してください。
 - (4) 押印漏れのないようにしてください。
2. 入札書の引換等
一旦提出した入札書の引換、変更又は取り消しはできません。
3. 無効の申出
落札宣言後は、いかなる理由があっても無効の申し出は受理しません。
4. 入札の中止
入札者が談合し、また談合するおそれがある場合、その他の事由により正当な入札を行うことができないと認めたときは、入札を中止し、又は取り消すことがあります。
5. 分収木の買受代金は、売買契約書に基づき椎葉村が発行する納入通知書により、納期限内に納付してください。（契約締結後、30 日以内）
6. 代金納入後、現地にて林産物の引き渡しを行いますので、指定期日に立ち会ってください。
7. 林内の現状を変更しようとする場合は、その可否を含め事前に必ず協議してください。
8. 物件に保安林が含まれる場合は、関係法令に基づく手続きが必要です。
9. 残材や枝条等は、事前に協議のうえ、安全な箇所に処理してください。
10. 搬出路は、作業路・村道・林道等を利用することとなりますので、事前の連絡調整や事後の修復等万全を期してください。
11. 付近の関係者と事前調整を行い苦情等が発生しないよう対処してください。
12. 誤伐等の無いよう、対象範囲には気をつけてください。
13. その他各物件ごとの各種情報・注意事項などについては、現地説明会時に説明いたします。